

総務委員長報告

令和4年2月定例会（3月16日）

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に2月14日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県県税条例の一部を改正する条例」など条例案8件、「包括外部監査契約の締結について」など一般事件案4件、「令和4年度島根県一般会計予算」など予算案10件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第4号議案「令和4年度島根県一般会計予算」についてであります。

政策企画局所管のしまねのイメージ発信事業について、委員から、ウェブサイトやSNS広告を活用した「いいけん、島根県」プロモーションは、より効果的であると思う。島根県のホームページを見なくても目に止まるよう、宣伝に力を入れてほしいとの意見があり、執行部からは、来年度は、若者が多く利用するSNS広告に力を入れていく予定であり、「いいけん、島根県」プロモーション以外の県内向け動画やラジオも、県外からも視聴できるようにしている。これらも含めて、県内外の方々が島根の良さを実感できるよう誘導していきたいとの回答がありました。

また、委員から、情報発信は、首都圏向けと併せて、近隣の山陽方面に向けたものも連動させたほうがいいのではないかと意見がありました。

次に、地域振興部所管の電子県庁推進事業では、委員から、行政が導入している電算システムは、いろんなメーカーがあり、更新する際に互換性がないのではないかと。デジタル化を進めていく中で、以前の設備投資が無駄にならないようにしてほしいとの意見があり、執行部からは、システムは5年更新が一般的であり、そのまま踏襲するのではなく、よりいいものとするのが基本の考え方である。今あるシステムからの転換や、スムーズなデータ移行などを含めて提案してもらうとの回答がありました。

次に、警察本部所管の道路標示整備事業では、委員から、講習を受講した際に、横

断歩行者妨害の取締りを強化するとの話を聞いたが、信号機が設置されていない横断歩道の手前にあるひし形のマークが消えている箇所がある。早急に補修を行うとともに、取締りを強化するというのであれば、県民への周知が必要であるとの意見があり、執行部からは、道路標示整備事業は、横断歩道やひし形の予告標示、停止線等の塗り替えであり、早急に実施したい。広報活動も徹底し、県民の皆様に安全運転及び安全歩行を呼びかけていくとの回答がありました。

次に、第2号議案「令和3年度島根県一般会計補正予算（第13号）」のうち、地域振興部所管分についてであります。

委員から、しまね暮らし長期体験事業について、対象業種として、農林漁業、伝統工芸、介護等とあり、これが体験だけで終わらず、就労につながる取組でなければならぬと考えるが、この事業から県内の定住につながった人の割合はどれくらいかとの質問があり、執行部からは、昨年度の定着率は、全体で75.5パーセントであり、過去をさかのぼっても80パーセント前後の方が定着している。特に農業に関しては、ふるさと島根定住財団で引き続きの就業支援を農林水産部と一緒にやって対応しているとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第37号は、島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」の撤回決議を求めるもので、平成30年2月定例会及び令和元年6月定例会から令和3年11月定例会までの各定例会において審査し、「不採択」とした請願と同趣旨のものであります。

委員からは、議会として、意見書を撤回するのは、現実的には難しいと思われるが、政府として歴史認識を対外的に伝えていくことはしなければならない。日本の国益を守るうえでも、新たに意見書を提出すべきではないかとの意見がありました。また、別の委員からは、「河野談話は否定できない」という政府の立場は変わっていない。県議会の場で、国家論を議論すべきではないとの意見がありました。最終的には挙手採決の結果、賛成少数により「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、継続審査中の請願については、いずれも現状に大きな変化がなく、結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、政策企画局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県公共施設等総合管理基本方針の改訂（案）について」では、委員から、今後30年間で見込まれる維持管理、更新等に係る経費は、

長寿命化対策により、約0.4兆円削減の見込みだが、新たな設備投資の財源確保が出来るのかとの質問があり、執行部からは、長寿命化をした場合の単年度経費は、一定の前提条件のもとで計算したものであり、実際の維持管理は、必要最低限のものや安全性を確保するものを優先する。また、長寿命化対策による更新の更なる先送りや、今後の人口減少にあわせて必要に応じ施設の総量の見直しを検討していくとの回答がありました。

次に、防災部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について」では、委員から、PAZ内の住民で施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者とあるが、どういった方になるのかとの質問があり、執行部からは、安定ヨウ素剤を配付する際に、事前に医師が問診をし、アレルギー反応があるおそれがあるため服用できないと判断されている方との回答がありました。

次に、警察本部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和4年度組織体制の整備方針について」では、委員から、交番・駐在所の適正配置について、今あるものがなくなることで不安を感じる住民もいる。統廃合は人口や犯罪件数などを根拠とした考え方があるのか。また今後の統廃合の計画はあるのかとの質問があり、執行部からは、江津警察署では、統廃合で合理化した人員を本署の増員に充てることで、夜間等のパトロール体制を強化できるなど、全体で安全安心を確保していく。現時点で、県内では具体的な計画はないが、交番や駐在所を巡る情勢の変化を考慮し、個別に検討することとしている。その際には、警察署とも相談し、また、地域の方々の理解を得ながら対応していくとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。